

令和8年（2026年）

旭川市議会議案

第2回臨時会

令和8年4月28日開会

令和8年 月 日閉会

旭川市税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年4月28日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市税条例の一部を改正する条例

旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「の規定による掲示場」を「に規定する掲示場」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第11条中「、第85条の6第1項」を削り、同条第4号中「第85条の6第1項の申告書に係る税額、」を削り、同条第5号中「第85条の6第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額、」を削る。

第11条の2中「、第85条の6第3項、第85条の12第2項」を削る。

第18条第3項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第23条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第27条第1項ただし書中「及び第28条の3第1項」を「並びに第28条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「次条第1項において同じ。」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第46条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第28条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第68条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第76条第6項中「第12項」を「第13項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関

する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)」に改める。

第84条第1項中「、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて」を削り、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によつて」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第84条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第85条第2項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条の2から第85条の12までを削る。

第86条（見出しを含む。）、第87条（見出しを含む。）及び第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第91条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第92条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条第2項中「第84条第3項ただし書」を「第84条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「き損」を「毀損」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「貸付け」を「貸し付け、」に改め、同項を同条第8項とする。

附則第2条の2第1項中「、第85条の6第3項、第85条の12第2項」を削る。

附則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第4条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成

18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3とする。

附則第4条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第4条の5第1項及び附則第4条の8中「附則第4条の3の2第1項」を「附則第4条の3第1項」に改める。

附則第5条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第4条の3の2第1項」を削る。

附則第5条の3中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第7条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イからニまで」を「附則第15条第24項第1号イからニまで」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第25項第3号イからハまで」を「附則第15条第24項第3号イ(1)から(3)まで及びロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第4号イからハまで」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第6項とする。

附則第7条の4の次に次の1条を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

第7条の5 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第11条の2から第11条の6までを削る。

附則第12条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第12条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項まで中「の種別割」を削る。

附則第15条第3項第3号中「、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」及び「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改め、「と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第15条の3第3項第3号中「、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」及び「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改め、「と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第16条第3項第3号中「、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」及び「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改め、「と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第16条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のため

の譲渡に該当しないものとみなす。

附則第17条第5項第3号中「、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」及び「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改め、「と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第17条の2第2項第3号中「、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」及び「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改め、「と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附則第17条の2の3第2項第2号中「、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」及び「、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「及び附則第4条の3第1項」に改め、「と、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の改正規定及び第9条の改正規定（「種別割」を「軽自動車税」に改める部分を除く。） 令和8年5月21日
- (2) 第27条第1項ただし書、第28条の2及び第28条の3の改正規定並びに附則第3条の改正規定及び附則第4条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (3) 第68条の改正規定及び附則第4条第2項の規定 令和9年4月1日
- (4) 第23条の2第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定、附則第5条の3の改正規定及び附則第16条の2第2項の改正規定（「令和8年度」を「令和11年度」に改

める部分を除く。)並びに附則第3条第3項の規定 令和10年1月1日

(公示送達に関する規定の適用)

第2条 この条例による改正後の旭川市税条例(以下「新条例」という。)第7条の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する規定の適用)

第3条 新条例第28条の3第1項及び第2項の規定は、第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の旭川市税条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 第1条第2号に掲げる規定による改正後の旭川市税条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第

10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する規定の適用）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第68条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 令和8年4月1日以前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（旭川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 旭川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

(説 明)

地方税法等の一部改正等に伴い、旭川市税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年4月28日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例

旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「第13項、第19項、第24項、第31項、第33項若しくは第44項」を「第12項、第18項、第23項、第30項、第32項若しくは第43項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第3項及び第5項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第6項から第8項」を「附則第7項から第9項」に、「附則第8項」を「附則第9項」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とする。

附則第2項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

2 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の旭川市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（説 明）

地方税法の一部改正に伴い、旭川市都市計画税条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年4月28日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

旭川市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年旭川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「公示送達は、」を「公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び管理者がその書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を管理者が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を水道局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市下水道事業受益者負担に関する条例第14条第2項の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(説 明)

公示送達に係る規定を整備するために、旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年4月28日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例

旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例（平成14年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「公示送達は、」を「公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び管理者がその書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を管理者が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を水道局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例第11条第2項の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(説 明)

公示送達に係る規定を整備するために、旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正しようとするものである。

株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について

株式会社旭川振興公社の株主総会において、次の者を取締役及び監査役に選任するため、議決権を行使する。

令和8年4月28日提出

旭川市長 今津寛介

取 締 役 武 田 智 明

〃 熊 谷 好 規

〃 佐 藤 昌 彦

〃 佐 藤 幸 輝

〃 土 岐 尚 義

監 査 役 古 川 善 裕

〃 三 宅 智 彦

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
31,102円	令和8年3月30日	令和8年1月30日 旭川市花咲町5丁目	市 100%

専決処分の報告について

旭川簡易裁判所令和7年（ハ）第31号保証債務請求事件に係る和解について、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

旭川市長 今津寛介

和解の相手方 (被告)	和解条項の要旨	専決処分 年月日
旭川市旭神2条2丁目 大懸 眞由美 上川郡美瑛町西町四丁目 木村 眞紀 旭川市旭神2条2丁目 新井田 裕子	<ol style="list-style-type: none">1 被告らは、原告に対し、和解金として、被告大懸眞由美は7万5807円の、被告木村眞紀及び被告新井田裕子はそれぞれ3万7903円の支払義務があることを認める。2 被告らは、原告に対し、1の各金員を令和8年4月30日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告らの負担とする。3 被告らが、2の支払を怠ったときは、被告らは、原告に対し、1の金員から既払額を控除したそれぞれの残額及びこれに対する令和8年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。4 原告は、その余の請求を放棄する。5 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。6 訴訟費用は各自の負担とする。	令和8年 3月26日

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月28日提出

旭川市長 今津寛介

契約の名称	契約金額 (円)	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 (議決等年月日)
忠和6条道路線改良 工事	変更前 246,950,000 変更後 248,941,000	令和8年 3月26日	議案第25号契約の締結 について (令和7年6月26日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出

旭川市長 今津 寛介

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 忠和6条道路線改良工事 |
| 2 契 約 金 額 | 246,950,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・騎西共同企業体
株式会社廣野組
株式会社騎西組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |